

「まい」の通時的变化

山 口 堯 二

〔抄録〕

打消推量の助動詞「まい」は、室町期に形成され、当初、同じ打消推量の助動詞「まじ▽まじい」「じ」と共存したが、やがてそれらも「まい」によって統合された。その統合の役割を担った「まい」の通時的变化を、他の推量の助動詞との対応性、および、推量体系の通時的变化と絡めて、意義別にたどる試みである。室町期に見られた「打消推定」や、「不適當」「不當」などの観念的

意義はかなり急速に失われ、近世を通じて維持されたのは「打消推量」「打消意志」「禁止」の三義と概言できる。明治大正期頃を境に、打消と推量とに別語を併用する「ないだらう」などの言い方との交替もめだちはじめ、次第に弱体化する様子にも言及する。

キーワード 「まい」、「う」、打消推量、禁止、助動詞

一、はじめに

古代語以来、打消推量の助動詞には、「じ」と「まじ」があった。中世になって、「まじ」の基本形は「まじい」に変化した。助動詞「まい」は、その「まじい」をもとに、室町期に形成されたものである。その結果、中世室町期の口語には、「まじい」「まい」「じ」の三語の打消推量の助動詞が共存したが、「まじ▽まじい」と「じ」はや

がてこの新語の「まい」によって統合されていく。その意味で「まい」の通時的变化は、推量の助動詞の体系的な変化の中で、打消推量の助動詞が一つに統合されていく歩みであり、その一つもやがて衰退していく、そのような変化として捉えられるはずである。

室町末期の口語における「まい」については、その意義・用法が「まじ▽まじい」、および「じ」のそれとどのような相対関係にあったかを、すでに検討した（『天草版平家物語』の「まじい」と「まい」

——原文との対照から見た打消推量の助動詞統合の歩み——^②（以下、前稿と呼ぶ）。当時の口語訳であった『天草版平家物語』（以下、天草版平家と略称する）の「まい」には、原文と見込める本文との対応上、「まじ」の訳語も「じ」の訳語も多い。意義別の用例分布では、「まじい」との共通度も高いが、「じ」と共通する意味領域では「じ」との共通度も高く、「まじい」においてすでに始まっていた両助動詞の統合をさらに進めていく適応性も、すでにうかがえるのであった。

ここでは、その前稿に検討した室町期の「まい」の意義・用法を、他の文献の用例によっても再確認するとともに、その後、その意義・用法が、それぞれどのように変化していったかを、対応する推量の助動詞「う」などの体系的な変化とも絡めてたどってみようと思う。

「まい」の意義は、前稿において「打消推定」^③「打消推量」「打消意志」「不適當」「不当・禁止」に大別した。その分類は、天草版平家における訳語としての「まい」「まじい」「じ」の意義別用例分布と原文の「まじ」「じ」のそれとを、相互に比較するためであった。ここではそのような他語との比較は目的としないが、「まい」が「まじ」^④「まじい」と「じ」を統合して、その二語に取って替わる体系的な変化に照らせば、ここでも「まじ」^⑤「まじい」^⑥、および、「じ」の意義との関連性はやはり重視せざるを得ない。その意味で、「まい」の意義分類については、ここでも原則的に前稿の分類に従い、「打消推定」^⑦「打消推量」^⑧、「打消意志」^⑨、「不適當」^⑩、「打消勧誘」^⑪、「禁止」^⑫に大別することにする。このうち、「不適當」と並置した「打消勧誘」を前稿に立てなかったのは、その対象とした天草版平家に用例がなかったため

である。「まい」の前身とも言うべき「まじ」には、「べし」の「適當」と兩立する「勧誘」^⑬に対応してそれが認められることもあって、「まい」の通時的変化をたどるには、用例はわずかでも、その意義を認める必要があるからである。なお、前稿の「不当・禁止」を「不當」と「禁止」に切り離すのも、「不適當」と「打消勧誘」の関係に準じてである。まず、その分類による意義の別に、用例の分布や意味傾向の时期的な推移をたどっていくことにする。

二、「打消推定」^⑭「打消推量」^⑮、「打消意志」^⑯

まず、「打消推定」^⑰「打消推量」^⑱の意義は、論理的に当然の意味あいの強い、助動詞「まじ」の打消推定に近いありようから、主体の主観的な想像力に依存する、打消推量を担った助動詞「じ」に近いありようを、連続する形で捉えたものである。そのうち、「まじ」のそれに近い側面は「打消推定」^⑲、「じ」のそれに近い側面は「打消推量」と呼ぶことにする。「打消推定」の意義には、当然の意味あいの強さに応じて、「……するはずはない」などと主体の推定する作用的な意義のみでなく、むしろより客観的な事柄自体の、「……するはずのないありよう」ともいうべき、対象的な意義の兩立にも、特に留意する必要がある。その意味で、その「打消推定」という表示のしかたは、より通説的な立場に沿って、便宜その作用的意義のみを表示していることになる。

「打消推定」の意が特にめだつ用法には、次に示す例(1)のように実質名詞にかかる連体法がある。

(1) 王ノ身デセマイフルマイヲスルハ、此ハツメハ謀叛ヲ可起ゾト云
ゾ (史記抄・淮南衡山列伝・一四六ウ)

・崔烈ガ錢デナルマイ官ナドニアガリ、ナルマイコトヲモゼニデシ
ナイタゾ。サルホドニ、崔ガトヲレバ、ゼニクサイト人ガ云タゾ。
(玉塵・一四三ウ)

このように実質名詞にかかる純然たる連体法には、主体による推定
の作用よりも、下の体言との装定関係において、その体言によって指
示される物事の「……するはずのないありよう」という、一般的・観
念的・対象的な意義のほうがめだちやすい。しかし、この種の連体法
の例は、中世室町期にもさほど多くはないし、近世以降はほとんど見
られなくなる。

推量の助動詞の体系的なありようから見れば、古代語以来、そのよ
うな推定作用と観念的・対象的な意義との両立性に富む助動詞には、
打消の意を含まない「べし」があった。しかし、中世の口語において
「べし」はすでに衰退に向かい、その後身性を有する「うず」も、近
世以降衰退する。⁽⁴⁾ それらの衰退現象との対応関係からも、「打消推定」
性の顕著な「まい」の連体法の急速な衰退は頷けることである。

もつとも、一口に連体法といっても、辞的機能を兼ねやすい形式名
詞にかかるそれは、近世以降にもかなり見出せる。その中でも、次の
ような「まいもので(も)ない」という言い方などは、さらに打消と
共起するその二重否定によって、一つの肯定的な可能性をより観念的
に確認する慣用句として広く用いられている。そのような慣用句にお
ける「まい」には、なお当然の意味あいの推定的な働きも残っている

と見ることが出来る。

(2) いやな男などに逢ふとき、他の男の来たれかしなど思おもやること、
あるまい物でない。(仮・難波鉦・二)

・若も二親の手前を遠慮して居やしやるまい物でもない。(浄・仮名手
本忠臣蔵・六)

・いつ何んな事が起るまいものでもないとは常から考へてゐた。(夏
目漱石・それから・八)

「打消推定」寄りに捉えやすい「まい」の例には、次の例(3)のよう
に推定の助動詞「べし」やその後身性のある「うず」と対義的に、対
句構成や、肯定否定を逆にした言い換え、条件と帰結の関係などに用
いられている例もある。

(3) 四人ノ中デハ嫡庶ノ隔ハアルマイゾ。長少ハアルベキゾ。(史記
抄・呉太伯世家・九二九ウ)

・道ガ行レウズナラバ、イクラ公伯僚ガ云タニモヨルマイ。道ガ行
レマイナラバ、公伯僚ガ不惣子路トモ糜レウズホドニ、只天命ゾ。
(史記抄・仲尼弟子列伝・一〇五七ウ)

・坡言ハ柳子厚ガ永州ニ久ヲルガ如ニ我ハ南方ニハラルマイ。退之
ガ如ニヤガテ帰ベキゾ。(四河入海・一・三十三オ)

・此ノ同僚ノ衆ノ徳業ハ前賢ト云トモ及ブマイ程ニ、定テ前賢モ羞
ベキゾ。(四河入海・一七・一二五オ)

これらの「まい」も、「べし」や「うず」との対義的な対応性から
は、「打消推定」寄りに捉えることができよう。この種の文脈上の特
徴を有する例も、中世の「まい」に偏り、近世以降は入手しがたくな

る。したがって、例(2)の二重否定の表現に「打消推定」寄りの側面が比較的の後世まで残存するのは、「まい」単独の用法としてではなく、その二重否定による慣用句の構成要素としてであったと見てよい。

一方、「打消推定」に属する「まい」にも、その文脈上「打消推量」寄りに捉えうる例も中世からすでにある。その傾向の例には、まず次のように副詞「よも」「よもや」と共起する例をあげることが出来る。副詞「よも」と共起する打消推量の助動詞は、もともと「じ」に限られていたからである。⁽⁵⁾

(4) 平家はここは山も高し、谷も深し、四方は岩石ぢやほほどに、搦手

へはたやすうよも まはるまい <yomo manaru mai> と思うて

打ち解けた所に、(天草版平家・三・一六七頁)

・ 女人の足のことなれば、よも遠くへはござあるまい。(説経・さんせう大夫)

・ 母様の御臨終の二日前、二人を枕の右左、遺言の御詞を、よもやわすれはなされまい。(浄・堀川波鼓・中)

第一例の天草版平家の例は、『百二十句本平家物語』の「よもまはらじ」との対応が見込めるものである。推量の助動詞の推量の用法は、聞き手への確認要求にも用いられるが、第三例の近松浄瑠璃の例は、その「打消推量」が、たんなるそれ以上に、聞き手への確認要求に用いられている例でもある。

「打消推量」寄りに捉えやすい例には、このほか次のように推量の助動詞「う」や「らう」の対義語として、対句構成や言い換えに用いられているものもある。推量の助動詞「むゝん」に対して、そのよう

に対義的に用いられるのは、本来「じ」であったからであり、また、古代語の時的的分担体制から、想定作用度別の分担体制に転じた室町期口語の推量体系⁽⁶⁾においては、「らう」にも想定作用度の強さにおいて、古代語の推量体系における代表的存在としての「むゝん」に相当する点があるからである。

(5) 落日孤烟ノ客恨ヲ知ル時分ニ雜華ノ香ハ別人ノ為デハアルマイ。

主人ノ為ゾアルラウゾ。(四河入海・四・一62ウ)

(6) こな様に逢ふことはならふやら、成まいやら、是が別れにならふやら、下から上は測られぬ。(浄・丹波与作待夜の小室節・中)

・ 祝言有ふが有るまいが、言号いひなう有るからは天下晴ての力弥が女房。(浄・仮名手本忠臣蔵・九)

・ 課長に取入るも昇に上手を遣ふも其趣きは同じからうが同じく有るまいが、其様そんな事に頓着はない。(二葉亭四迷・浮雲・二・十二) 次に、「打消意志」も、他の意義における「まじ」寄り、「打消推定」寄りの側面との連関性からいえば、原理的に対象的意義の「不適当」⁽⁷⁾との両立性が認められてよいものであり、次の例(7)のような室町期の例は、基本的にそう見てよいだろう。

(7) 外へイカウズ、留ルマイト思ワバ、辞テイヤト云ワウゾ。(史記

抄・孫子呉起列伝・一〇35オ)

・ 梁ノ武帝ノ度々ヨビダサウトサシムタレドモ、テヌゾ。牛ヲ画ニカイテ水ヤ草ノアル所エライハナイタヲカイテ、帝王エマラセテ、隠居シテデマイト云心ト帝ノ心エテ、(玉塵・三28オ)

・ 爰元がよひ所じや程に、是にいて、とられさうな物があらばとら

ふず、手ごはひ者があらばとるまひ、爰が山だちのごくいで御ざ
る。(虎明本狂言・金藤左衛門)

右の第一・三例は、「べし」の後身性のある「うず」による意志の
表現と、それぞれ換言的、対句的に用いられている点でも、観念的な
「適当」との両立性が認めやすい。

また、次のように相手への「打消勧誘」、ないし、「禁止」の表現と
並列されている「打消意志」の例も、その「打消勧誘」や「禁止」に、
対象的意義の「不適當」や「不当」との両立性が認められるだけ対象
的意義の「不適當」との両立性も認めやすくなる。

(8) けふよりも大夫の内に、姉を持つたとおもはひな。弟があるとも
おもふまひとて、鎌と鎌とで金ちやうくど打ち合わせ、谷底指
いてお下りある。(説経・さんせう太夫)

しかし、「まい」の通時態全体としては、前述した「打消推定」打
消推量」の意義における「打消推定」性の急速な衰退との対応上から
も、また、観念的な対象的意義との両立性に富む「べし」や「うず」
の、近世以降における衰退との関係からも、「打消意志」の意義にお
ける「不適當」との両立性は、かなり急速に失われていったと見てよ
からう。

一方、「じ」のそれに近い、より主観的な打消意志を表すと解せる
「まい」の例も中世からある。次のように意志表示の「う」と並列さ
れ、それと合説的・逆接仮定的に用いられている例(9)、応答的・対句
的に用いられている例(10)、ともに疑問の助詞を伴い、二者択一的に用
いられている例(11)のようなものがそれである。「う」の原形「むゝん」

に対してそのように対義的であった助動詞は、本来「じ」であったか
らである。

(9) 後來ハ実ニセウモセマイモマ、也。(中華若木詩抄・四〇)

・行かうと行くまいと、俺の勝手ぢやないか。(島崎藤村・家・家・
六十二)

(10) 私が物を、爰なやつがとらふと申程に、やるまひと申事で御ざる。
(虎明本狂言・茶壺)

・さるほどに会はうと思へば添へ札をし、会ふまいと思へばその札
を引くによつて、三日が内に、在り所しよが知るるなり。(寛永板説
経・かるかや)

(11) 首鼠——鼠ハ穴カラ出時、テウカ、テマイカトテ兩端ヲ持スルモ
ノゾ。(史記抄・魏其武安侯列伝・一四七オ)

・今申さうか、申すまいかと思へども、今申さでは、いつの世に
かは申すべき。(寛永板説経・かるかや)

・其で乗らうか、乗るまいか、と生返事をしながら、(尾崎紅葉・多情
多恨・前・四)

三、「不適當」「打消勧誘」、「不当」「禁止」

「不適當」は、後述の「不当」とともに、「まじ」寄りの観念的な対
象的意義の一つであり、作用的には「打消推定」打消推量」における
「打消推定」性と基本的に両立すると見てよいものである。それがめ
だつのは、次のような連体法においてであるが、そのような連体法も、
すでに述べた例(1)などと同様、近世には認めがたくなる。

(12) ヤルマイ者ニ物ヲヤルハ、ステタニハヲトツタト候ゾ。(蒙求抄・五16オ)

・ケンインノアタガ来ル事ガサカンナホドニ、出陣ハセマイ時分ナレ共、自身行テ征伐アルゾ。(毛詩抄・一〇15オ)

・ソノキルモノニ龍ヲカクコトハ、大ニワルイコトゾ。大名ナドモスマイコトゾ。(玉塵・二29ウ)

・はらをたて、かゝみをみれば、そのまゝ、ゑにかひた、おにのつらにみゆる。おそろしひ事じや程に、あしひ心をもち、はらをたてまひ事じや。(虎明本狂言・鏡男)

・目が見えねばこそ、かくまい恥をかくことよ。(説経・しんとく丸)
「不適當」の意に解せる「まい」の例にも、次のように推定の助動詞「べし」と対義的に、対句構成や言い換えに用いられている例がある。

(13) ミルベイ所ヲミテ、ミマイイラヌ所ヲバミヌゾ。臯方相ズル心、智恵奇特、玄妙ナ。(玉塵・七58ウ)

・打マイ処ヲ打デハナイ、打ベキ処ヲヨク打タトホメテ云タゾ。(句双紙抄・38ウ)

次の例は、複文の後句の省略形であるが、「まい」が「不適當」の意において後悔の表現に用いられている。これは近世の例であるが、この種の例も多くは見いだせない。

(14) とかく房主ぼやうしゅはよからぬ物なり。剃るまい物を悔しくも剃り下しける物かなと、頭かしらをかき撫で、(仮・浮世物語・一・十)

このような対象的意義の「不適當」(および、それと両立する「打消

推定」とさらに両立して、对人的に働きかける作用的意義に、古くは打消推定の「まじ」が担っていた「打消勧誘」がある。この意義はその对人的な働きにおいて後述の「禁止」に近いものであるが、次のように動作の主体に敬意を示す尊敬語と共起する例は、「禁止」と區別して「打消勧誘」の例と見ることができよう。しかし、近世に入ると、このような例も見当たらなくなる。

(15) 五百八十年もこなたにいて、跡をもとぶらふてしんぜう程に、そつともおきづかひあられまひといへ。(虎明本狂言・武悪)

「不適當」は、これも「まじ」寄りの観念的な対象的意義の一つであり、作用的には「打消推定」⇓「打消推量」における「打消推定」性と両立すると見てよいものである。それがめだつのは、次のような連体法においてであるが、このような連体法も、例(1)(13)などと同様で、近世にはやはり認めがたくなる。

(16) 主ノ前デ色々魚肉ドモトリクウテ、口モス、ガイデ、物イワルルニ、クサイイキヲツク返事ナドハスマイコトゾ。(玉塵・六26オ)

この対象的意義の「不適當」(また、それと両立する「打消推定」と本来さらに両立して、对人的に働きかけたと見てよい作用的意義に、古くは打消推定の「まじ」が担っていた「禁止」がある。次に示すようにその「禁止」の意義の例は、近世を通じて多く、かなり容易に認められるものである。なお、その意の「まい」には、助詞「ぞ」が下接して現れることが他の意義の場合に比べてずっと多いようである。

(17) 言ハ脾ガ傷タホドニカマイテ勞スル様ナ事ニ使マイゾ。(史記抄・扁鵲倉公列伝・一三40ウ)

・不須(写入薫絃)言ハ此樂ヲ王概ドノハ御愛シアレドモ、カマイテ朝廷ノ天子ノ樂ニハ入マイゾ。(四河入海・九・三14ウ)

・只応相敬不応侮、……イカニ若竹ト思トモ、後ヲ期スル人ハ敬ベシ。毎ルマイゾ。(中華若木詩抄・三14)

・三郎よ、父こそ老にほれたりと、わ殿は老にほれまいぞ。(説経・さんせう太夫)

・「……親をも人をも恨みとは思ふまいぞ。おもやるな」と、(浄・卯月紅葉・中)

・「イヤア由良之助殿とほけまい。まこと貴殿の放埒は」「敵を討つ手だてと見えるか」「おんでもないこと」(浄・仮名手本忠臣蔵・七)

・コレサ、むね気な事を言まい。(伎・東海道四谷怪談・四幕目)

右の第三例は上の「べし」と対義的に言い換えられているだけに、その当為性と対応する「不当」の両立性もうかがいやすい点がある。

また、第五例には、終助詞「な」によるより端的な禁止表現が、さらに念を押すように続いている。それだけ端的な「禁止」の意にとりやすくなっているだろう。

「禁止」の用法における象的意義の「不当」との両立性は、例(16)のようにその意のめだつ連体法の例が近世には認めがたくなるため、室町期を中心に維持されて、その後は衰退したと見てよからう。とすれば、近世における「禁止」は、その对人的な作用的意義のほうを中心に、作用的意義の「打消推量」、「打消意志」とならぶ、三本立ての意義・用法の一つになったと見なければならぬ。

こうして作用的意義を中心に用いられるようになった「禁止」の「まい」に対応しうる肯定側の推量語は何であろうか。近世においてそれに対応しうるのは、推量の助動詞「う」しかないであろう。そう思つて、近世にける「う」の振る舞いを見れば、そこにも「禁止」の「まい」に対応したと見うる動きが認められることに思い当たる。近世の「う」は、次の例(18)のように尊敬語と共起する「……下さいませう」などの形で勧誘に用いられているほか、例(19)のような「……をらう」などの形による婉曲な命令相当の言い方や、例(20)のような「……をらう」の形によるぞんざいな命令的言い方が多用されているからである。

(18) 「おあまり下さいませう」。(噺・鹿の子餅)

・暫くく、暫くお待ち下されませう。(伎・三人吉三廓初買・序幕)

(19) 「……誰に習ふて派手な歌、姫様などに教やんな。必ずをひてもらはふ」と、お乳の人の不機嫌さ。(浄・丹波与作待夜の小室節・上)

上)

・不義理な借りの五両の一件。サ、かた付て貰いましよふ。(伎・東海道四谷怪談・二幕目)

(20) 「こりやそこな自然生め。うたひをらふ」ときこつなく。(浄・丹波与作待夜の小室節・上)

・それがあしでをれが帰るに、誰がなんといふものだ。そこをはなしをらう。(酒・傾城買四十八手)

・え、かましい、黙りをらう。(伎・鼠小紋東君新形・五幕目)

これらの現象のうち、尊敬語と共起する勧誘のそれについては、類

似の言い方が古来あるから、「打消勧誘」の「まい」との対応を特に持ち出さなくても理解できるかもしれない。しかし、「……て貰はう」などの婉曲な命令や、「……をらう」によるぞんざいな命令的言い方については、「まい」との対応性抜きにはどうも理解しにくい。それらの命令に相当する言い方の多用には、助動詞「まい」に「打消推量」「打消意志」と並んで残った「禁止」が、助動詞「う」の側にも対応する用法を要求した結果と解せるふしがある。もつとも、これは「う」との意義的な対応関係を、「まい」の側から言っていることである。視点を「う」に移せば、助動詞「う」の側にも、そういう動きを起ししやすい史的事情があった。近代語では、「であらう▽ぢやあらう▽だらう」と転じていく複合辞を新たに形成して、推量の意にはそれを代表形とし、古来、推量と意志を複合的に担ってきた「む▽ん▽う」は、本来周縁的であつたはずの意志に極限化して、推量や意志のムードの識別を容易にする方向に向かつていたからである。¹⁰意志の表示性を強めつつある「う」の側から見れば、その打消形として対応する「まい」に「禁止」の用法があれば、それとの対応上、そのいわば対自的な意志の表示性をも、対他的な「命令」に少し広げるのは、その時期の体系内では容易であつたはずである。

ちなみに、「まい」の「禁止」の用法から、対象的意義の「不当」との両立性が後退していった近世以降は、その対象的意義に相当する不当の意の表示には、仮定的な言い方を「ならぬ」や「いかない」「いけない」などで受ける次のような言い方が、多用されるようになって¹¹いる。

(21) 一人や二人間夫つていてはなりませぬ。よふ濡らしてやらしやんせ。(仮・難波鉦・一)

(22) 此方が惚りやア他もほれるから油断をするといかないよ。(人・春色梅児誉美・二・七)

・あなたは兄さんや清見さんのいうように教育されてはいけませんよ。(広津和郎・若き日・十五)

終止法などでは、これらにも禁止の意が両立しやすいが、その禁止表現に比べると、「まい」のそのほうがむしろ柔らかい言い方と言えるであろうか。

室町期に形成された「まい」は、近世以降、急速にその「打消推定」性を薄れさせて「打消推量」の助動詞に変化し、近世には「打消推量」「打消意志」「禁止」の三意義をそなえて用いられたことを述べた。近代語の「禁止」の表現にはより分析的な連語による言い方が多用されるようになったが、助動詞「う」の側にも、ムードの識別を容易にする方向の体系的な変化が進行しており、一部にはそれとの対応を示すような動きもあつて、近世においては「禁止」の表示性も多分に維持されたのである。しかし、明治以降はそれも衰退し、残る「打消推量」「打消意志」も、明治大正頃を境に衰退に向かうようである。その衰退については、後に改めて述べよう。

四、「まいか」の確認的表現

ここまでは、意義別に用例の分布や意味傾向の推移をたどってきたが、「まい」には、なお以上の意義だけでは片づかない、別の用法も

ある。また、比較的早い時期の「まい」には、例は少数ながら、以上の用例では示せなかった、やや特殊な承接法や活用形もある。それらの言及し残した点に、ここでまとめて触れておきたい。

先述の例(4)(5)(6)のような「打消推量」の「まい」は、事柄の実現性・現実性について推量するものであったが、その周辺には、「まい」が疑問助詞「か」を伴なって、事柄の実現性・現実性の推量にはなく、主体の希望したり予想したりする事柄を確認する手段に用いられているものがある。「まい」をそのような確認手段に用いる言い方としては、基本的に「まいか」の形と「(の)ではあるまいか」の形とがある。いずれにせよ、その場合は、それらの形に上接する部分のほうで、主体の現に希望したり予想したりしている事柄に当たる。その事柄は「まい」による表現でありながら、肯定的である点が通常の「打消推量」の表現とは異なるのである。「まい」に含まれている打消の働きは、その肯定的な事柄をいわば正答案として、対他的にも対自的にも確認する手段に転用されていると見うるのである。⁽¹²⁾

まず、「まいか」の形には、次のように命令・希望・予想などの確認的な表現がある。

(23) ソチガシタル兵書ヲバ皆ミタレドモ、マダ兵ヲ勒スルヲバ不見ホ

トニ、チツトシテミセヨ、ミセマイ歟。(史記抄・孫子吳起列伝・

一〇二八才)

・乗物の内で誑し込み、隣に泊つた大名の、金を盗んでくれまいか。
(浄・丹波与作待夜の小屋節・中)

・ちよ様八重様、道迄往て見てこまいか。(浄・菅原伝授手習鑑・三三)

・もし丹さんが聞たなら、わるく思ひはしまひかと、苦勞したのも自惚から。(人・春色辰巳園・三・三三)

・声が小さいと言われはしまいかと力一杯の声で言つて、(野間宏・真空地帯・一・六)

また、「まいか」の形には、次のように相手に話し手の意志への同調を要求する用法もある。意志を表す「う」による「うか」は、話し手の意志に基づく相手への勧誘にも用いられるが、その「う」の代わりに、正答案の確認手段になる打消を含むところの「まい」を用いた言い方である。確認的であるだけ作用的に強いので、勧誘というより同調要求と呼ぶのがふさわしからう。

(24) 是はめでたひ事じや程にいざはやし物をしてもどるまひか。(虎明本狂言・二本の柱)

・此の二本の連理の木に、体をきつと結びつけ、潔う死ぬまいか。

(浄・曾根崎心中)

・奈何だ、そのうちに一度兄貴の家へ集まるまいか。(島崎藤村・

家・犠牲・四)

次に、「(の)ではあるまいか」の形は、「まいか」の形以上に、主体の予想や意志に関する正答案を取りまとめた形で確認できる手段になる。たとえば次のような例がそれである。

(25) 今夜のうちにのかうでは有るまいか。(浄・大経師昔曆・下)

・いつそ思ひ切つて、本職の不良になつてしまつたらどうだらう。
さうすると、弟もかへつて楽になるのではあるまいか。(太宰

治・斜陽・三)

次に、以上の意義別・用法別の言及では取り上げられなかった、やや特殊な承接法と活用形の広がりについて触れておく。

これまでにあげた「まい」の用例は、いずれも動詞、または、補助動詞に下接するものであったが、室町期の「まい」には、次のように推量の助動詞「うず」に下接した例もある。

(26) 十六年王継翟后。翟人ガナニトテ継ラル、ゾ、サハセラレウズマ

イト云テ来テ、周大夫譚伯ヲ誅殺シタゾ。(史記抄・周本紀・二・

一一四ウ)

この時期、「うず」には、「うずらう」の形で、助動詞「らう」もよく下接している⁽²⁵⁾ので、この例の「まい」は、その「らう」に対応しそうな「打消推量」の例と見てよい。ただ、この例の場合、直前の「うず」が担っている適當の意と重なって、「せられうずまい」全体は不適當の意を表し、それと兩立的に打消の勧誘といった表現性もそなえているようである。

次に、「まい」の活用形についての補足である。これまで示してきた用例のように、「まい」に認められている活用形は、終止形の「まい」と連体形の「まい」のみであった。しかし、次に示す「まいけれ」の形は、「こそ」の結びとして用いられた已然形のように見える。

(27) こもと立さし^{マイ}らる吉日は、国々の左右を聞いて定めまるする程

に、油断こそ御ざるまいけれ。(原刊本捷解新語・六4オ)

この部分も改修本では別の言い方に改められているから、例はきわめて限られているが、「已然形の「まいけれ」も、早くには一部に用いられた可能性を否定できないであろう。

五、現代語における弱体化

「まい」の意義・用法のうち、「打消推量」「打消意志」「禁止」の三義と、疑問形式の確認的用法とは、近世を通じて維持されたが、それらも明治大正期頃を境に、衰退に向かっていくと概言できよう。その頃以降、「まい」はまず口頭語から姿を消し、それらの意義・用法には、別語による類義の表現が次第にめだつてくるからである。

中世以降、明治大正期頃までの「まい」には、次のように丁寧語と共に起する例があることによつても、口頭語として用いられていることがわかる。

(28) 今からはふつつとつりまらずまひ。(虎明本狂言・釣狐)

・今日は連れになりますまい。よふ拝んでや。(浄・卯月紅葉・中)

・是より姫君と御縁をお切りなされ、他人と成つてお願有らば、よ

もや叶はぬ事も御ざりますまい。(浄・菅原伝授手習鑑・二)

・私は敢て、敢て仁者とは言ひますまい。(泉鏡花・日本橋・二十二)

・弟だつてまさか死ぬようなことはしますまい。(武者小路実篤・愛

欲・第三幕)

また、その頃までの「まい」には、口頭語に類出する終助詞、ないし、間投助詞の下接する例も多い。

(29) ハ、ア、扱は鹽治浪人の身よりの者とみゆる。え、ハ、うらぬと申さば、買ふまいハ。(伎・東海道四谷怪談・序幕)

・お袖さん、此男の言事を、必ず真事にせまいよ。(伎・東海道四谷怪談・四幕目)

・朋友の交と云ふものは互に尊敬してゐなければ出来るものぢや有るまいネ。(二葉亭四迷・浮雲・二・十)

しかし、その後は丁寧語や終助詞などとの共起も影をひそめていく。口頭語性を失つていく結果、「まい」の用例には、たとえば次のような心中思惟の表現などに偏る傾向も、かなりめだつてくるように思う。

(30) 私が何も此処で詳しく説明することはあるまいと思う。(広津和郎・若き日・四)

そのような推移に伴い、まず「打消推量」に関してより明示的にその意を表現するには、次のように打消の「ない」と推量の「だらう」「でせう」などを併用して「ないだらう」「ないでせう」などの言い方をする傾向も出てきている。「まい」に相当するそのような例が拾えるのも、明治期頃からのようである。その分だけ打消推量の「まい」の用途は狭くなつてきているのである。

(31) 彼が板東太郎た見えなひだらう。(徳富蘆花・不如帰・上・三の一)

・なんぼ、僕だつて、さう無責任な翻訳は出来ないだらうぢやないか。(夏目漱石・それから・十一)

・いゝえ。さうぢやないでせう。あれは無縁坂の女のを買った序に、ふいと思ひ付いて、わたしのをも買って来たのでせう。(森鷗外・雁・拾肆)

・「なにしたらおしまひさ。味気ないよ。長続きしないだらう。」(川端康成・雪国)

・彼にはあたしのことわかつてもらえないだらう。(五木寛之・こがね出たちの夜)

第三例の「ないでせう」は、「ありますまい」などに相当する丁寧体の例である。

ちなみに、古代語にも、打消と推量に別語を併用する「ざらん」「ざるらん」「ざるべし」などの言い方はあった。しかし、古いそれらの用法にはかなりめだつ制限があつて、右のような明治期以降のそれとは違つてゐる。対比の必要上、単文や複文主句の述語における用法に限つて言えば、別語によるそれらの併用は、疑問の助詞や疑問詞と共に起して、打消を反語の手段とする例(32)のような反語表現、打消の部分は事実には属する、例(33)のようないわゆる原因推量の疑問表現、その下にさらに打消の来る二重否定によつて、当為の意を表す例(34)のような確認的表現の、いずれかに集中している。

(32) 世の中なべて知りたることを、そのほどなどだにのたまはぬことと、いかが恨めしからざらん。(源氏・宿木)

・「……是ほどの事、なかか叡慮にまかせざるべき」とて、(覚一本平家・一・二代后)

(33) 「などや宰相のもとより、今までしらせざるらむ」と、(覚一本平家・二・少将乞請)

・我が待たぬほどにや人の来ざるらう(閑吟集・二七五)

(34) 御はらかなれど、この君をばなほ恥づかしく、人も用意なくて見えざらむかしと思したり。(源氏・蜻蛉)

・そのうへは又くだらざるべきにもあらず。(覚一本平家・十・三日平氏)

つまり、打消の助動詞と推量の助動詞が別語で併用されている古い

例は、その表現における打消の表示に、反語・原因推量・二重否定などにそなえる、その打消独自の手段性がはつきりしている場合に限られているのである。そうでない場合には、一語の打消推量の助動詞が用いられたと見てよいだろう。その意味で、例(31)にあげるように単文の述語において単純な打消の推量を表す近現代語の「ないだらう」「ないでせう」は、古い時代の別語による併用とは違って「まい」の後を継ぐものであり、それだけ「まい」の衰退をうかがわせるものがある。

「まい」による表現が、「まい」以外のそれに相当する言い方に変わっていく動きは、「打消意志」「禁止」「まいか」による確認的表現などに關しても認められる。

「打消意志」の意義に關しては、たとえば次のような打消の助動詞の終止法などが、次第に「まい」による表現に取って替わったであろう。

(35) 私は貴方のためなら死んでも決して厭ひませんよ。(三遊亭円朝・牡丹燈籠・五)

牡丹燈籠・五)

・『そんなら頼みません!』と母は怒つて了つたので、(国木田独歩・運命論者・五)

近世には、名詞「つもり」が主体の意図などを表すことも多くなるので、たとえば次のように打消の助動詞にそれが下接する言い方なども、「打消意志」の「まい」に相当する意味をより分析的に表す言い方になり得たであろう。

(36) その上わたしもかうなれば、卑怯な隠し立てはしないつもりです。

(芥川龍之介・藪の中)

前掲の例(11)には、「……うか、……まいか」の形で、二者択一的な迷いを表す疑問表現の例を示した。そのような迷いの表現には、「……まいか」に当たる部分に「どうしようか」などの、疑問詞による不定方式⁽¹⁴⁾の言い方が採られることも以前から時にあった。が、大正期頃以降、次に一斑を示すように、「……うか」の後にはその「どうしようか」などを対置する言い方のほうが標準化してくる。この点にも、「まい」の用途の衰退がうかがえるだろう。

(37) 私は杉野の出て来るのを待とうかどうしようかと思案した。(広

津和郎・若き日・三)

・お手紙、書かうか、どうしようか、ずるぶん迷っていました。(太宰治・斜陽・四)

「禁止」の用法については、近世に入つて、「不当」に当たる意味あいの両立性が衰退したと考えてよいこと、その用法に、「う」による「……て貰はう」や「……をらう」の形の命令寄りの言い方との対応が認められそうなことはすでに述べた。しかし、禁止の言い方は時代とともに、より間接的な言い方を多用する方向に推移しており、近世にはたとえば次のようにより間接的で分析的な言い方なども用いられるようになってきている⁽¹⁵⁾。

(38) 打遣^{うちや}てお置^{おき}。あんなものにお構^{かま}いでない。(滑・浮世風呂・二上)

・そりやアかならずおあんじでない。(人・春色梅見誉美・初・四)

そのような禁止表現全体の動きも、やがて「禁止」の意における「まい」の衰退に、何程かは関与することになったはずである。

また、例(23)・(24)・(25)に示した予想・希望などの確認的表現の「まいか」の衰退については、二通りの道筋が考えられよう。一つは、すでに述べた「打消推量」の「まい」に替わる例(31)の言い方などと同様、「まいか」の働きを、打消と推量を併用する「ないだらうか」「ないでせうか」などに譲っていく変化であり、一つは、「まいか」に相当する確認的表現を、もっぱら「……ないか」などの、推量語を伴わない形で済ませるようになる変化である。

「まい」が口頭語から後退していく変化にからめて、前者の道筋を丁寧語と共起する例で示せば、例(39)の「……ますまいか」などに対して、現代語では例(40)のように「……んでせうか」「……ないでせうか」などの言い方をするようになってきている。

(39) マアあんまりじやアありイすめへか。(人・春色梅児誉美・二・十)

・お暇の節にはお剣術を願はれますまいか。(三遊亭円朝・牡丹燈籠・三)

・しかし、それは内蔵助殿のやうに、心にもない放埒をつくされるよりは、まだまだ苦しくない方ではございますまいか。(芥川龍之介・或日の大石内蔵助)

(40) 先生、御足労をお願い出来ませんか。(井伏鱒二・本日休診)

・あとの九十九パーセントは、ただ待つて暮してゐるのではないでせうか。(太宰治・斜陽・四)

推量語を伴わない形で済ませるようになる後者の道筋の変化は、どちらかと言えば、確認的表現全体の通時態によって知らされる傾向で

あつて、具体例による実証にはなじまない。しかし、たとえば次のように「まい」が現れてよきそうな事柄の確認的表現も、「……ないか」によるのが普通になってきているという形で、変化の方向を示すことはできる。

(41) その微笑についての解釈も二つあった。一つは彼女が私を千鶴子の未来と関聯して眺めているのではないかという事であった。

(広津和郎・若き日・十)

このようにして室町期に形成された打消推量の助動詞「まい」は、室町期においてこそ、母体の「まじ」に近い働きを広くそなえたが、近世を通じて認められるのは、「打消推量」「打消意志」「禁止」の三義と「まいか」などによる確認的用法となる。そして、明治大正期頃を境に、「禁止」が衰退するとともに、本来の口頭語性を失い、一方では打消の「ない」と推量の「だらう」「でせう」を併用する言い方をはじめ、その他の表示法に取って替わられ、現代語ではかなり影の薄い存在になってきていると言つてよいだろう。

注

(1) 山口堯二「推量体系の史的变化」(『国語学』一六五)。

(2) 山口堯二「天草版平家物語」の「まじい」と「まい」——原文との対照から見た打消推量の助動詞統合の歩み——(『京都語文』五)。

(3) 山口堯二「べし」の通時的变化(『京都語文』四)。

(4) 山口堯二「中世末期口語における「べし」の後身——『天草版平家物語』の訳語による——」(『佛敎大学文学部論集』八四)。

(5) 副詞「よも」と共起する打消推量の助動詞が「じ」に限られていたのは、ほぼ鎌倉期までと言つてよい。「まじ」の転「まじい」によつて口語の世界で本来の「まじ」「じ」の統合が始まり、「まい」が形成された室町期以降の文語では、次のように「よも」と共起して「まじ」が用いられることも出てくる。近世の文語では、むしろその傾向がめだつてくるが、これは口語の「まい」に対応する文語形を「まじ」と解する見方が出てきたことによるだろう。

・よもさやうにはあるまじけれど、もしまことならば、父の耳に入らぬさきに鉢かづきをいだすべしとの仰せにて候。(伽・鉢かづき)

・おのれは夫婦のことなれば、よもしらぬことは有るまじき。
(浄・出世景清・三)

(6) (1)に同じ。

(7) (2)に同じ。

(8) 文語的な例も含めてあげるなら、「禁止」の用法の例は、大正時代にも、次のような例が拾える。

・いやさ、旅の人、手向ひしてあたら命を落すまいぞ。(菊地寛・恩讐の彼方に)

(9) その点については、別項「勧誘表現の分析化——「……するがい」とその周辺——」(『日本語学と言語学』平成一三年、明治書院刊行予定)に、少し言及することになっている。

(10) (1)に同じ。

(11) 山口堯二「禁止表現の変遷——文末形式と副詞を中心に——」(『愛文』三六、開学五十周年記念号)。

(12) 山口堯二『日本語疑問表現通史』(平成二年、明治書院) 第四章。(1)に同じ。

(13) (1)に同じ。

(14) 山口堯二『日本語疑問表現通史』第一章。

(15) (11)に同じ。